

日本労働年鑑 第26集 1954年版  
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第二章 賃金斗争

第三節 最低賃金制の闘争

総評の賃金綱領において中心的課題となっているのは、いうまでもなく最低賃金法の要求であった。この最低賃金法は、総評の賃金綱領解説草案にもべられているように「この要求は、最低賃金制の即時実施の要求であり、それゆえに労働基準法の公約の実施を迫るものである」という性格をもつものである。しかも現在わが国では月収五〇〇〇円以下の極端な低賃金が広汎に存在する（中小企業の賃金の七割までが月収五〇〇〇円以下に集中している）のであるから、この最低賃金八〇〇〇円を保障せよという最低賃金法の実現は、現在頭うちしているわが国の一般的な賃金水準を上昇せしめるテコであり、大経営の賃金上昇のゆきずまりを打破する最大の武器であると考えられたのであった。

賃金綱領における最低賃金法は、五二年中には、まだ充分に大衆化したとはいえない状態にあった。むろん、この闘争が具体的に組織されるには、ほど遠いものがあつた。しかし中央賃金審議会が、労働基準法第二八条以下の規定にしたがって、特定の低賃金業種と家内労働者を対象に最低賃金制の実施についての審議をはじめていたので、労働組合としても、この闘争をおしすすめることは焦眉の急務であつた。

そこで総評では五二年一月五日の第五回幹事会において、最低賃金法制定について審議したが、つづいて七、八両日の全国地評代表者会議（三一地評、四八代表）に最低賃金法案が提案され、可決をみるにいたつた。それは次のようなものである。

（総評の最低賃金法案要綱）

（一）すべての労働者は最低賃金八〇〇〇円を保障せられる。今後この金額は少くとも毎年二回以上、改訂について検討する。この金額の決定は中央の賃金委員会の決議にもとずき政府がおこない、法的効力を発生する。

（二）中央賃金委員会は、最低賃金額の決定ないし改訂の審議に当って、地方賃金委員会から提出せられた意見を十分尊重しなければならない。

（三）最低賃金額を支払い得ない企業に対しては、必要な期間、政府がこれを保障する。保障の決定は保障されるべき企業の労資（労働者の所属する労働組合及びその上部団体を含む）の同時の申立により中央、地方の賃金委員会の決議にもとずき政府が行う。中央地方の賃金委員及びその委託をうけたものは各個に保障を申立てた企業の経営を検査する完全な権利を有する。

(四)政府は本法案に伴う所要経費を予算に計上しなければならない。又その編成は中央賃金委員会の参加の下に行われなければならない。

(五)中央及び地方の賃金委員会は、労資同数を以て構成せられる。労働者代表は組織労働者の全国及び地方組織を基礎として選出せられる。賃金委員会の議がまとまらぬ場合は、幾つかの違った結論を表示して決議とするものとする。

(最低賃金法要綱中の国家保障額試算要旨)

(1)(2)(3)(略)

(4)最低賃金を八〇〇〇円に引きあげることが、現在の国民経済＝国民総生産の範囲において不可能であるとする批判は何ら客観的事実にもとずいていない。我々の総生産は戦前水準をはるかにこえていることは明らかであるが、その総生産のうち国民消費、資本(民間及び国家)蓄積、政府消費は(イ)一九三八年、(ロ)一九五二年、及び(ハ)一九五二年を基準として最低賃金法による八〇〇〇円の保障、失業保険の増額、家内工業の補助、米価一万円＝二重価格制を採用した場合それぞれ次の通りになる。

	(一九三八年)	(一九五二年)	(一九五二年＝最低賃金法等実施)
国民消費	六八・一%	五九・五%	六四・一%
資本蓄積	一六・〇%	一九・三%	一九・三%
政府消費	一五・九%	一九・七%	一五・一%
誤差		一・五%	一・五%

即ち最低賃金法等を実施してもなお資本蓄積には全く喰い込まず、蓄積は三八年よりはさらに多く(生産が増加しているから実際は比率の増加以上に多い)、国民消費はたんに紡績その他の消費財産の抑制、転廃業の行われていた一九三八年のそれよりも低い位置にまで回復するに止まるのである。

我々はただ現在の国民経済がその産業構造から見ても(世界十月号「再軍備の盲点」参照)、その総生産物の配分からみても(総評、調査時報二号、最低賃金八〇〇〇円の経済的基礎参照)一九四一年四二年と同様な高度戦時体制の下にあることを思い知らされるのである。

(5)以上のような諸点を前提として我々は一応、単純な算術的計算を試みる。そして最低賃金法等の実施が、ただに今日の国民経済の下において可能であるのみでなく、今日の財政の下においても可能であることを論証する。

A、最低賃金法による保障

七一七万人 二六四一億円

雇傭労働者 六五三万人 二二五七 "

臨時的労務者 六四万人 三八四 "

B 失業保険の増額  
五四万四〇〇〇人 二九六億円

常傭 五四万人 二九四億円

日傭 四〇〇〇人 二 "

C 家内工業への補助  
一〇三万人 四九四億円

D 米価(生産者一万円)  
二重価格保障  
六八三万人 一四六億円

計  
一五五七万四〇〇〇人 三五七七億円

三五七七億円の消費増加は、そのうち二〇%が人件費支払に充てられるとしても、経済の一循環後には二七六一億円に減少する。

これに対する財政面では、

A 恒常的財源(再軍備関係その他) 二八一三億円

B 一時的財源(財政余剰金) 五二五億円

C 軍需産業投資財源(開発施行その他) 九七〇億円

これはさらに一〇〇〇億円をこえる公共事業費、失業対策事業費(軍事基地、軍事道路建設から農業建設への転換)等を合算すべきである。

D 高所得に対する低い所得税、法人税、積立金(配当引当、値下り準備)に対する免税等をふくむ現行税制の改正

(6)最低賃金法の実施にともなって次の諸問題を検討することが必要である。

(イ)八〇〇〇円以上の所得を有する労働者の賃金。民間産業にかんしては、最低賃金の引上げが賃金水準の引上げを伴うこととなるから問題は存在しないが、公務員については最低賃金の引上げと八〇〇〇円以上のものの賃上げは同一の財政内で行われるから、財源の競合をきたすため、八〇〇〇円以上の賃上げは税制体制の改革を必要とする。

(ロ)社会保障制度。医療を主とする現在の社会保障制度は、低賃金をインペイしている。我々は最低賃金保障法と失業保険こそ低賃金の日本でまずかちとらねばならぬ保障制度であり、その実現のキソの上に、さらに広汎な社会保障制度を要求する。

(ハ)平和産業、ことに農業と中小企業。

(1)最低賃金法の実施は平和産業のための市場を拡大する

(2)政府は最低賃金法の実施の負担を低くするため、中小企業対策(協同組合金融その他)をとらざるを得なくなるし、我々もまたそれを要求する。

(3)再軍備による政府の消耗は、我々の生活(最低賃金法その他)にふりむけられねばならぬ。今日二〇〇〇億円をこえる、軍需産業への財政からの投資は、農業はじめ平和産業への投資に切りかえられねばならぬ。この両者(生活と平和産業への投資)はイデオロギー的にも財源的にも全く両立するものである。しかも我々は前述の如く最低賃金法その他の実施が資本蓄積に喰いこむものではなく、ただ兵器生産部門の生活物資生産への転換を要請するに止まることをみたのである。

総評の最低賃金法案と併行して左派社会党でも最低賃金法要綱を独自に作成した。これらの最低賃金法案は、国会共闘を通じて、国会に上提される予定のものであることはいうまでもない。左派社会党の案は次のようなものである。

(社会党左派の最低賃金法案要綱)

政府の低賃金政策の強行は、労働者の生活をますます苦境に追いこんでいる。

われわれはかかる低賃金政策を打破し、憲法に保障する「健康にして文化的な生活」を確保するためには、最低賃金法の早急なる実施の必要を痛感するものである。よってわが党は本要綱を作成し、労働階級に訴え、その批判と助言を得ることにより、次期国会には本法の成立を期し、最低賃金制実施の促進を行わんとするものである。

一、すべての労働者に「健康にして文化的な生活」を保障する最低賃金の確保を目的とする。

二、本法の適用をうける労働者とは常傭、臨時工、養成工、日傭労務者、家庭労働者等、勤務の形態、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。

三、最低賃金額の算定は、理論生計費によるを原則とし、これに国民経済力を考慮して作るものとする。

- 四、最低賃金額の基準となる労働時間は、一日拘束八時間、一週を通じて拘束四八時間以内とする。
- 五、最低賃金額は、生計費指数に基いてこれを調整する。
- 六、労働基準局を整備拡充し、監督を強化する。
- 七、本法の公正なる運営を期するため、諮問機関を設置し、その構成は労、使、公の三者をもってする。
- 八、本法の本質にかんがみ、その実施を怠った悪質なる使用者に対しては厳罰主義を採用し、実効性を確保する。

さて以上にのべたような最低賃金法については、各単産においても討議され、それぞれ意見が発表された。最低賃金法の闘争に批判的な組合としては新産別をあげることができる。

すなわち新産別では、「われわれは現在直ちに最低賃金制を法律闘争としてとりあげることには反対する。もちろん最低賃金制の確立は、われわれが日常不断に追求する究極目標の一つである。だがその法律的制定には時期と条件が慎重に考慮されねばならない」としている。このような批判的主張の根拠となっているのは、なにより最低賃金制獲得の大きな実力的闘争とその実績を積上げることなしに、法案を国会に提出することは、単に法定最低賃金の額が低いものになるだけでなく、資本家の低賃金政策の枠の中にみずからとびこむ結果になるというのである。

また産別会議系の全金属は一二月末の第四回定期大会において、賃金の闘争方針を決定したが、そこでもっとも強調されていることは、「満一六才最低八〇〇〇円、戦前賃金水準かく得の闘いに行動を統一する。」そして最低賃金法の闘争は「総評幹部の考えているような議会闘争にだけすりかえるのではなく、戦前の五分の一の賃金水準であることは、再軍備のための生産設備が侵略兵器を中心に動員されていることが原因であるから、兵器生産を平和民需産業にきりかえる闘いとして、〈兵器はつくり送らない〉の実力闘争の発展をめざす、いろいろな段階における労働階級の統一実力行動の裏づけなしには実現しないことを十分知っていなければならない」と主張している。

さて最低賃金法闘争の具体化は、単産の賃金闘争に大きな影響を与えずにはいなかった。すなわち最低賃金法を実現させるための大衆闘争として、賃金闘争を組立てるという意識が強くあらわれたといってよい。つまり最低賃金法の闘争と、単産の賃金闘争を結合しようとする努力が行われたのであった。それは、前にのべたように私鉄の賃金綱領において、総評の最低賃金法八〇〇〇円を、単産の最低賃金の要求にもちこんだことを指摘したが、私鉄では賃金要求を次のようにくみわたした。

すなわち、いかなる労働者の基準賃金も次の条件によって算出した最低賃金を下まわってはならないとして、最低賃金を、本人生活給、家族給、地域物価差手当の三本立としている。本人生活給には、本人基礎給、年令給、勤続給の三種があり、本人基礎給は満一八才勤続〇年で六八〇〇円となっている。そして、この最低賃金の上に現行の職能給をつみかさねて各人の賃金が算出される。この要求案のねらいとするところは(一)実質賃金の引上げ、(二)最低賃金制の確立、(三)職階制賃金の打破であった。

このような考え方をさらに発展させたのは全自動車であった。すなわち全自動車では秋の賃金闘争方針として、最低生活保障の原則、同一労働同一賃金、統一賃金の三大原則を確立した(労働争議、全自動車の項参照)。この方針の中で特に注目すべき点は、基本給の決定に当って第二原則に基いて未熟練労働から高級熟練労働までの六段階にわたる熟練格差を経験年数を尺度として設定し、これにたいして第一原則の最低生活保障の裏づけを行って賃金格差の規準を完成したことである。この場合、未熟練労働(経験年数〇年)の基礎賃金として独身者の生活保障給一万三〇〇

〇円と、中級熟練労働(経験年数八年、本人、妻、子供一人)の最低生活保障賃金二万六〇〇〇円の二つを柱として各段階における基礎賃金を作成して統一要求の基準とした。全自動車の賃金要求の特徴は、なにより、最低保証給の確立に重点をおき(秋季闘争でこの点にもっとも力がそそがれた)、さらに、熟練度に応じて未熟練、半熟練、初級熟練、中級熟練、上級熟練、高級熟練の六つの格差を設けて、それを基準として賃金を標準化しようとしたことにある。

また、官庁労働組合協議会の賃金要求においても、満一八才単身者の最低賃金として九九七〇円を要求し、最低保障給の確立をめざしている。このように、単産の賃金要求において最低賃金を確立することは、五二年の秋季闘争における一般的な傾向であった。これは最低賃金法闘争との関連を意識して行われたものであるといえよう。しかしそれは平均賃金の要求と併行して出されることが多く、その点では、厳密な意味での最低賃金制闘争とはいえないばかりでなく、最低賃金法を実現する闘争に転化することもできなかった。むしろ最低賃金法の闘争は宙にういた形だったということができよう。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---